【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月27日提出
【計算期間】	第21期(自 2021年2月2日至 2022年1月31日)
【ファンド名】	三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田　隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	土屋　裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、国内株式マザーファンド（Ｄ号）、外国株式マザーファンド（Ｄ号）、国内債券マザーファンド（Ｄ号）および外国債券マザーファンド（Ａ号）（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、主として国内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり
一般				
大型株	年２回	日本		
中小型株				
	年４回	北米		
債券				
一般	年６回（隔月）	欧州		
公債				
社債	年12回（毎月）	アジア		
その他債券				
クレジット属性（　　）	日々	オセアニア		
	その他（　　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		アフリカ		
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））		中近東（中東）		
		エマージング		
資産複合（　　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していま

す。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2001年１月31日	信託契約締結、設定、運用開始。 （設定時の委託会社は三井海上アセットマネジメント株式会社）
2002年12月１日	三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「ライフビュー・バランスファンド70（積極型）」から「三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）」に名称を変更。
2011年４月28日	投資対象とするマザーファンドの一部の入替えを実施（「外国債券マザーファンド（Ｄ号）」から「外国債券マザーファンド（Ａ号）」に変更）。

（３）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。
※委託会社は販売会社としての役割も有します。

運営の仕組み

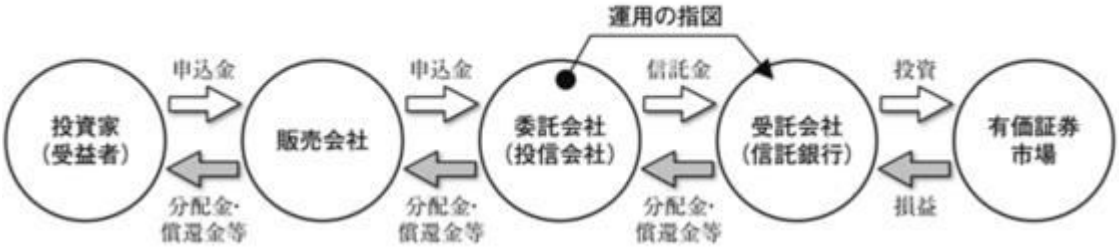

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額
20億円（2022年2月28日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年７月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	証券投資顧問業の登録
1987年６月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年２月５日　三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日　証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日　住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日　大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2022年2月28日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

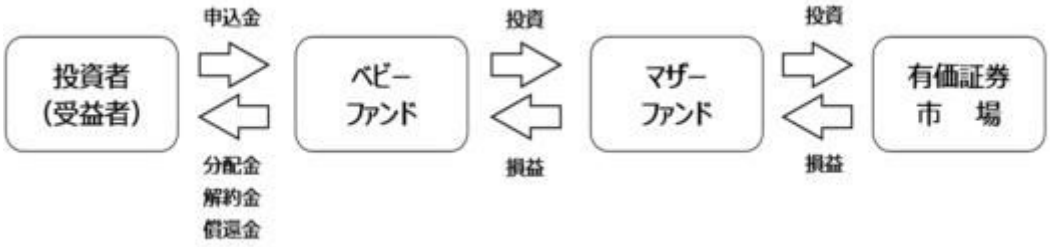

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「（1）投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、基本資産配分比率が異なる「三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）（以下、「30（安定型）」ということがあります。）」および「三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）（以下、「50（標準型）」ということがあります。）」の情報を合わせて説明している部分があります。

イ　基本方針

当ファンドは、下記の１～４のマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に、主とし

て内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の成長を目指した運用を行います（このほか内外の株式および公社債に直接投資することもできます。）。

１．国内株式マザーファンド（Ｄ号）（主として国内の株式に投資）

２．外国株式マザーファンド（Ｄ号）（主として外国の株式に投資）

３．国内債券マザーファンド（Ｄ号）（主として国内の公社債に投資）

４．外国債券マザーファンド（Ａ号）（主として外国の公社債に投資）

なお、以下の記載において、上記マザーファンドをそれぞれ国内株式マザー、外国株式マザー、国内債券マザー、外国債券マザーと略する場合があります。

ロ　投資態度

以下の基本資産配分比率を基準として、各マザーファンド受益証券および短期金融資産等に投資を行います。

国内株式	外国株式	国内債券	外国債券	短期金融資産
40%	30%	15%	10%	５％

※　原則として上記の基本資産配分±５％の範囲の組入比率を維持するものとし、基本資産配分と運用により変動する実際の資産構成比率との乖離は、原則として一定期間毎に見直し、上記基本資産配分に準じた構成比率に修正を行うものとします。ただし国内株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する国内株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。このほか、急激な値動きにより特定の資産の構成比率と基本資産配分との乖離が５％を超えた場合には、各資産の構成比率が基本資産配分±５％の範囲に収まるよう、各資産の組入比率を調整するものとします。

※　資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

ファンドの特色

1 主として内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

2 以下の基本資産配分比率を基準として、各マザーファンドおよび短期金融資産等に投資を行います。

- 信託期間中は、原則として下記の基本資産配分±5%の範囲の組入比率を維持するものとし、基本資産配分と運用により変動する実際の資産構成比率との乖離は、原則として一定期間毎に見直し、下記基本資産配分に準じた構成比率に修正を行うものとします。
- 急激な値動きにより特定の資産の構成比率と基本資産配分との乖離が5%を超えた場合には、各資産の構成比率が基本資産配分±5%の範囲に収まるよう、各資産の組入比率を調整するものとします。

［各ファンドの基本資産配分比率］

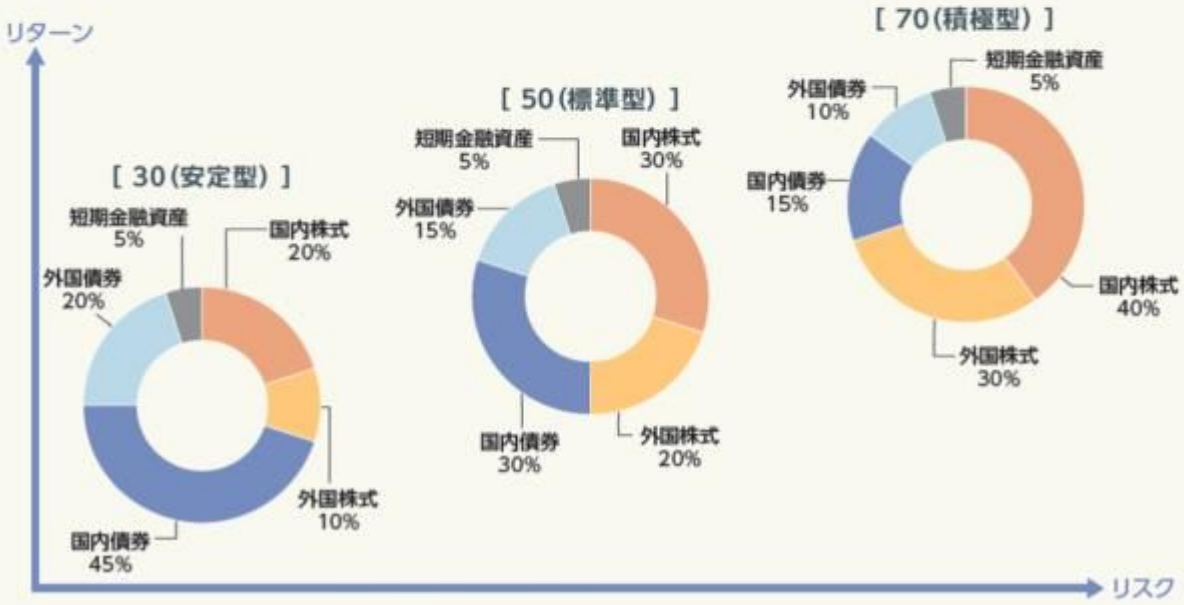

※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、内外の株式および公社債に投資する４つのマザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

■短期金融資産等には直接投資します。また、内外の株式および公社債に直接投資することもできます。

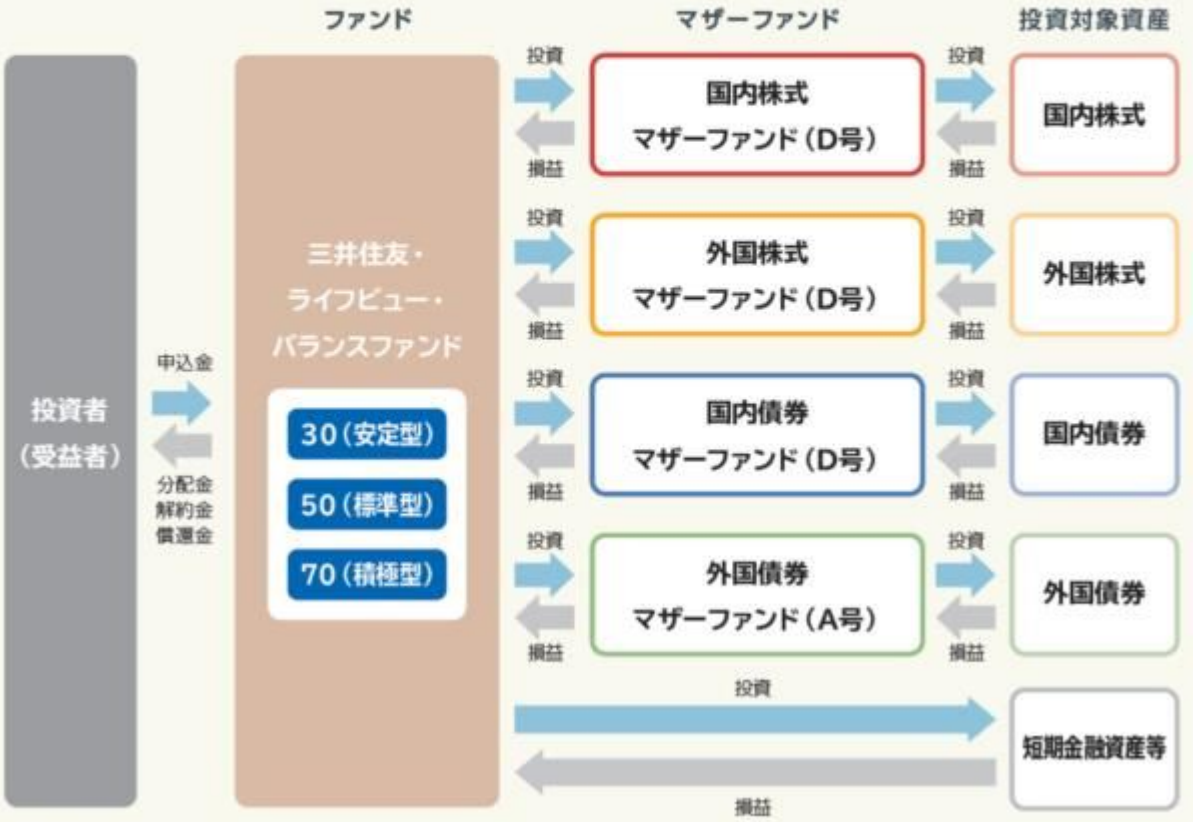

各マザーファンドの投資方針等

国内株式マザーファンド(D号)

- TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- 投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。
  a. まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。
  b. さらにアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。
  c. 具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。
- 上記により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。

外国株式マザーファンド(D号)

- MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- MSCIコクサイインデックス構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資します。
- 通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配については、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。

国内債券マザーファンド(D号)

- NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。
- 投資対象は、原則としてA格相当(格付けは原則として、S&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。)以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

外国債券マザーファンド(A号)

- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- 投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
- 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

デュレーションとは
「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など
TOPIX(東証株価指数)、MSCIコクサイインデックス、NOMURA-BPI(総合)、FTSE世界国債インデックスは、それぞれ株式会社JPX総研、MSCI Inc.、野村證券株式会社、FTSE Fixed Income LLCが公表もしくは運営している指数で各社の知的財産です。
指数を公表する各社は当ファンドの運用と何ら関係ありません。

（２）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいい

ます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利

３．金銭債権

４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンド受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下

「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

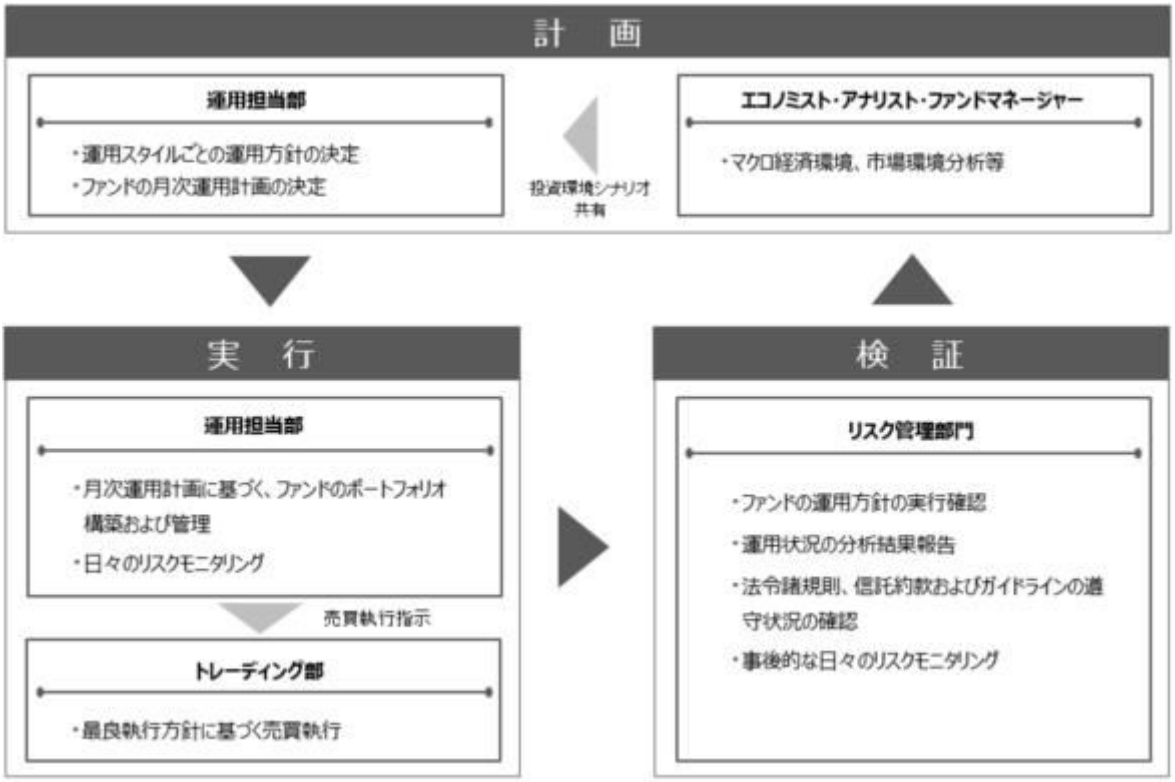

※リスク管理部門の人員数は、約50名です。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年１月30日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ　分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
ロ　収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
ハ　留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（１）投資方針」と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ　株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
ロ　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
ハ　投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
ニ　外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
ホ　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
ヘ　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ　投資する株式等の範囲
（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
ロ　信用取引の指図
（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ　先物取引等の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、日本の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ　スワップ取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

（ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ　金利先渡取引および為替先渡取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

（ホ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（ヘ）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（ト）「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ　有価証券の貸付けの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト　公社債の空売りの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）公社債の空売りの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ　公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総

額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）公社債の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ　外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

（ハ）資金借入れの期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ　デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

III　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものと

します。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式マザーファンド（Ｄ号））

（１）投資方針等

イ　基本方針

日本の取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※　「ＴＯＰＩＸ(東証株価指数、配当込み)」は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）が算出、公表している日本の代表的な株価指数です。なお、ＪＰＸはファンドの運用と何ら関係ありません。

（ロ）投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。

１．まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。

２．さらにアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。

３．具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。

（ハ）上記（ロ）により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。

（ニ）株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

※　資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第22号）に掲げるものに投資します。
ただし、第14号に掲げる投資法人債券を除きます。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
（ニ）外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
（ヘ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（外国株式マザーファンド（Ｄ号））

（１）投資方針等

イ　基本方針

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）をベンチマークとします。
※　ＭＳＣＩコクサイインデックスは、MSCI Inc.が公表する指数で、同社の知的財産です。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。
（ロ）ＭＳＣＩコクサイインデックス構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資することにより、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
（ハ）通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配については、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。
（ニ）株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
※　資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第22号）に掲げるものに投資します。
ただし、第14号に掲げる投資法人債券を除きます。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
（ニ）外貨建資産への投資には制限を設けません。

（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ヘ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（国内債券マザーファンド（Ｄ号））

（１）投資方針等

イ　基本方針

国内の公社債を主要投資対象とし、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※　ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）は、野村證券株式会社が公表する指数で、同社の知的財産です。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

（ロ）デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。

（ハ）投資対象は、原則としてＡ格相当（格付けは原則として、Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

（ニ）公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

※　資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第22号）に掲げるものに投資します。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ニ）外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ヘ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク

スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（外国債券マザーファンド（Ａ号））

（１）投資方針等

イ　基本方針

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。

※　ベンチマークの指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

（ロ）投資対象は欧米の主要格付機関からＡ格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、Ａ格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の５%以内で組み入れることもあります。

（ハ）実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。

また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。

（ニ）原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

（ホ）債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるもの

をいいます。）

９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ただし、第８号の証券および第９号の証券については株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、第１号から第６号までの証券および第７号の証券のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第８号の証券および第９号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ハ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ト）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（チ）換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（リ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告しま

す。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■70(積極型)

年間騰落率：
2017年3月～2022年2月

分配金再投資基準価額：
2017年3月～2022年2月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2017年3月～2022年2月

他の資産クラス：
2017年3月～2022年2月

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	9.3%	10.3%	17.1%	13.2%	0.1%	3.6%	3.7%

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX(配当込み)** 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA-BPI(国債)** 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.43%（税抜き1.3%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.43%（税抜き1.3%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬の実質的配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.6%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。
※委託会社が販売会社として募集の取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額も委託会社が収受します。

（４）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0055%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

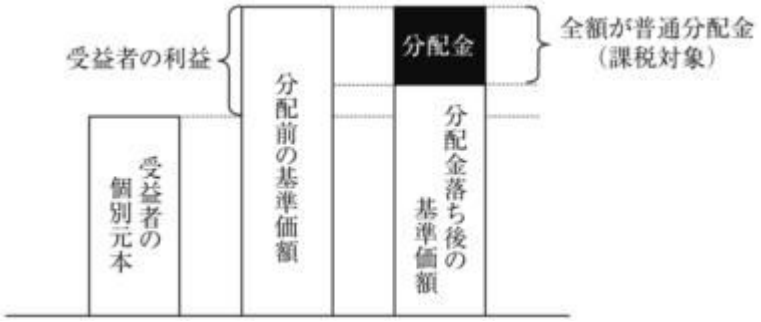

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

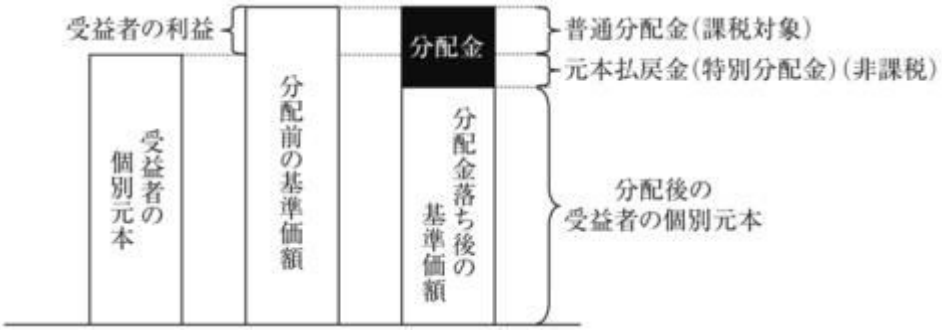

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を

示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上*1の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）	0～19歳*1の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長5年間（新規の購入は2023年まで）*2	
利用できる限度額	120万円／年（最大600万円）	80万円／年（最大400万円）

*1 2023年は成年年齢の引下げにより、NISAは18歳以上、ジュニアNISAは0～17歳になる予定です。
*2 2024年以降、NISA制度が見直しされます。また、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年2月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

2022年2月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,750,151,897	95.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	182,332,434	4.64
合計（純資産総額）		3,932,484,331	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

イ　主要投資銘柄

2022年2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（D号）	747,960,767	2.1120	1,579,683,766	2.1102	1,578,346,810	40.14
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド（D号）	338,089,268	3.4729	1,174,143,802	3.4639	1,171,107,415	29.78
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド（D号）	428,651,847	1.4088	603,872,347	1.4026	601,227,080	15.29
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド（A号）	138,368,754	2.9383	406,568,911	2.8870	399,470,592	10.16

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年2月28日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	95.36
合　計	95.36

②【投資不動産物件】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12期　（2013年 1月30日）	1,032,898,053	1,032,898,053	8,729	8,729
第13期　（2014年 1月30日）	1,325,364,257	1,325,364,257	10,907	10,907
第14期　（2015年 1月30日）	1,687,426,221	1,687,426,221	12,776	12,776
第15期　（2016年 2月 1日）	1,888,537,022	1,888,537,022	13,230	13,230
第16期　（2017年 1月30日）	2,106,815,372	2,106,815,372	13,784	13,784
第17期　（2018年 1月30日）	2,795,895,395	2,795,895,395	16,741	16,741
第18期　（2019年 1月30日）	2,692,658,539	2,692,658,539	14,675	14,675
第19期　（2020年 1月30日）	3,123,578,984	3,123,578,984	16,558	16,558
第20期　（2021年 2月 1日）	3,448,592,471	3,448,592,471	18,049	18,049
第21期　（2022年 1月31日）	3,938,577,567	3,938,577,567	19,328	19,328
2021年 2月末日	3,430,477,737	-	17,998	-
3月末日	3,643,365,809	-	18,821	-
4月末日	3,674,124,361	-	19,028	-
5月末日	3,687,913,336	-	19,077	-
6月末日	3,806,698,429	-	19,643	-
7月末日	3,839,492,651	-	19,686	-
8月末日	3,985,526,382	-	20,244	-
9月末日	4,017,199,825	-	20,270	-
10月末日	4,161,163,398	-	20,826	-
11月末日	4,160,358,892	-	20,690	-
12月末日	4,238,044,223	-	20,929	-
2022年 1月末日	3,938,577,567	-	19,328	-
2月末日	3,932,484,331	-	19,238	-

②【分配の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第12期	2012年 1月31日～2013年 1月30日	0
第13期	2013年 1月31日～2014年 1月30日	0
第14期	2014年 1月31日～2015年 1月30日	0
第15期	2015年 1月31日～2016年 2月 1日	0
第16期	2016年 2月 2日～2017年 1月30日	0
第17期	2017年 1月31日～2018年 1月30日	0
第18期	2018年 1月31日～2019年 1月30日	0
第19期	2019年 1月31日～2020年 1月30日	0
第20期	2020年 1月31日～2021年 2月 1日	0
第21期	2021年 2月 2日～2022年 1月31日	0

③【収益率の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

	収益率（％）
第12期	23.4
第13期	25.0
第14期	17.1
第15期	3.6
第16期	4.2
第17期	21.5
第18期	△12.3
第19期	12.8
第20期	9.0
第21期	7.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第12期	171,520,733	81,810,640
第13期	253,560,070	221,659,209
第14期	248,364,635	142,730,183
第15期	329,402,782	222,726,862
第16期	283,566,757	182,561,400
第17期	356,378,464	214,776,437

第18期	343,818,966	179,071,986
第19期	283,760,729	232,075,017
第20期	372,777,124	348,598,573
第21期	392,899,091	265,818,178

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

国内株式マザーファンド（Ｄ号）

2022年2月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	8,927,278,290	93.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	570,787,150	6.01
合計（純資産総額）		9,498,065,440	100.00

外国株式マザーファンド（Ｄ号）

2022年2月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,803,278,737	74.70
	フランス	125,235,122	5.19
	スイス	92,959,805	3.85
	香港	72,336,411	3.00
	アイルランド	64,067,169	2.65
	イギリス	58,705,449	2.43
	オランダ	46,282,314	1.92
	スペイン	31,085,799	1.29
	オーストリア	23,529,005	0.97
	ドイツ	16,907,905	0.70
	ジャージィー	14,976,204	0.62
	小計	2,349,363,920	97.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	64,567,977	2.67
合計（純資産総額）		2,413,931,897	100.00

国内債券マザーファンド（Ｄ号）

2022年2月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,336,593,670	68.24
地方債証券	日本	704,492,110	20.58
特殊債券	日本	278,132,752	8.12
社債券	日本	59,868,300	1.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	44,852,151	1.31
合計（純資産総額）		3,423,938,983	100.00

外国債券マザーファンド（Ａ号）

2022年2月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	2,645,615,421	46.64
	フランス	911,550,100	16.07
	スペイン	638,027,364	11.25
	イギリス	324,859,160	5.73
	ドイツ	274,552,242	4.84
	イタリア	172,424,783	3.04
	オーストラリア	142,007,430	2.50
	カナダ	74,878,596	1.32
	ベルギー	58,279,737	1.03
	アイルランド	41,604,991	0.73
	メキシコ	36,908,450	0.65
	ポーランド	27,818,101	0.49
	シンガポール	27,300,053	0.48
	イスラエル	25,775,976	0.45
	マレーシア	17,572,535	0.31
	スウェーデン	13,464,502	0.24
	ノルウェー	12,429,756	0.22
	小計	5,445,069,197	96.00
地方債証券	カナダ	33,229,801	0.59
社債券	アメリカ	93,945,385	1.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	99,878,661	1.75
合計（純資産総額）		5,672,123,044	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	111,642,970	1.97
為替予約取引	売建	-	112,273,147	△1.98

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド（Ｄ号）

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	123,300	2,059.18	253,897,081	2,138.50	263,677,050	2.78
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	21,300	13,133.37	279,740,875	11,810.00	251,553,000	2.65
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	351,800	666.40	234,438,644	712.80	250,763,040	2.64
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	58,300	3,544.30	206,632,814	3,743.00	218,216,900	2.30

日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	25,000	9,459.31	236,482,737	7,262.00	181,550,000	1.91
日本	株式	ＭＡＲＵＷＡ	ガラス・土石製品	11,000	12,396.80	136,364,766	14,870.00	163,570,000	1.72
日本	株式	ＴＲＥホールディングス	サービス業	92,300	1,508.04	139,192,115	1,713.00	158,109,900	1.66
日本	株式	ライト工業	建設業	80,600	2,041.81	164,569,555	1,953.00	157,411,800	1.66
日本	株式	セーレン	繊維製品	64,600	2,162.47	139,695,333	2,302.00	148,709,200	1.57
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	17,400	8,687.76	151,167,079	8,370.00	145,638,000	1.53
日本	株式	商船三井	海運業	15,400	8,937.31	137,634,510	9,340.00	143,836,000	1.51
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	42,500	3,294.77	140,027,734	3,293.00	139,952,500	1.47
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,500	58,924.29	147,310,736	55,770.00	139,425,000	1.47
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	70,900	1,895.29	134,376,042	1,918.50	136,021,650	1.43
日本	株式	ベイカレント・コンサルティング	サービス業	2,900	47,426.81	137,537,751	45,350.00	131,515,000	1.38
日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	35,800	3,982.56	142,575,628	3,660.00	131,028,000	1.38
日本	株式	ウエストホールディングス	建設業	29,500	5,525.67	163,007,391	4,280.00	126,260,000	1.33
日本	株式	ＳＢＳホールディングス	陸運業	37,300	3,947.40	147,238,010	3,320.00	123,836,000	1.30
日本	株式	ローツェ	機械	11,400	9,472.14	107,982,418	10,700.00	121,980,000	1.28
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	50,100	2,560.31	128,271,472	2,408.00	120,640,800	1.27
日本	株式	ネクステージ	小売業	47,700	2,476.46	118,127,047	2,448.00	116,769,600	1.23
日本	株式	ＮＥＣネッツエスアイ	情報・通信業	63,400	2,206.97	139,921,773	1,756.00	111,330,400	1.17
日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	27,200	4,456.97	121,229,450	3,975.00	108,120,000	1.14
日本	株式	テクマトリックス	情報・通信業	60,500	1,979.87	119,782,111	1,787.00	108,113,500	1.14
日本	株式	パルグループホールディングス	小売業	66,500	1,715.70	114,094,054	1,596.00	106,134,000	1.12
日本	株式	ダイキン工業	機械	4,700	28,140.02	132,258,113	21,205.00	99,663,500	1.05
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	64,500	1,584.59	102,206,028	1,525.00	98,362,500	1.04
日本	株式	アイカ工業	化学	30,200	3,803.38	114,862,036	3,220.00	97,244,000	1.02
日本	株式	フルキャストホールディングス	サービス業	40,400	2,300.62	92,945,238	2,366.00	95,586,400	1.01
日本	株式	イビデン	電気機器	17,100	6,652.89	113,764,418	5,520.00	94,392,000	0.99

ロ　種類別・業種別投資比率

2022年2月28日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	水産・農林業	0.36
	建設業	4.42
	食料品	2.34
	繊維製品	2.27
	パルプ・紙	0.72
	化学	9.54
	医薬品	2.47
	ガラス・土石製品	2.92
	非鉄金属	0.90
	機械	4.24
	電気機器	10.49
	輸送用機器	4.41
	精密機器	1.93
	その他製品	5.06
	陸運業	2.66
	海運業	1.51
	情報・通信業	8.92
	卸売業	6.34
	小売業	3.85
	銀行業	3.68
	証券、商品先物取引業	0.56
	保険業	2.20
	その他金融業	0.27
	不動産業	0.22
	サービス業	11.70
合　計		93.99

外国株式マザーファンド（D号）

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	386	324,340.04	125,195,256	310,735.90	119,944,059	4.97
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,877	25,989.88	74,772,875	27,913.41	80,306,890	3.33
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,661	34,214.56	56,830,383	34,354.17	57,062,277	2.36
アメリカ	株式	ENTEGRIS INC	半導体・半導体製造装置	3,426	13,928.86	47,720,273	15,407.44	52,785,879	2.19

アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフトウェア・サービス	1,284	36,338.74	46,658,937	37,550.28	48,214,564	2.00
アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	1,164	39,467.42	45,940,078	37,266.03	43,377,659	1.80
アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	3,497	8,058.38	28,180,142	12,396.20	43,349,525	1.80
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,162	38,535.05	44,777,729	36,588.91	42,516,310	1.76
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1,677	25,899.07	43,432,745	25,336.65	42,489,559	1.76
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	660	66,136.40	43,650,023	63,532.86	41,931,685	1.74
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	585	74,100.59	43,348,843	67,045.58	39,221,662	1.62
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,330	27,667.24	36,797,434	28,985.72	38,551,004	1.60
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	683	65,304.21	44,602,774	56,293.65	38,448,562	1.59
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	1,045	38,126.42	39,842,111	35,953.38	37,571,284	1.56
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	698	74,971.34	52,329,993	53,793.15	37,547,616	1.56
アメリカ	株式	ANSYS INC	ソフトウェア・サービス	972	42,775.74	41,578,023	37,482.11	36,432,609	1.51
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2,078	18,131.26	37,676,758	17,097.93	35,529,505	1.47
アメリカ	株式	STRYKER CORP	ヘルスケア機器・サービス	1,127	31,150.77	35,106,915	30,712.03	34,612,462	1.43
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	1,213	24,236.99	29,399,472	28,472.68	34,537,355	1.43
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,444	12,714.72	31,074,770	13,904.47	33,982,527	1.41

アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	567	53,887.95	30,554,465	59,795.97	33,904,314	1.40
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	6,351	4,696.64	29,828,358	5,202.06	33,038,289	1.37
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1,787	19,780.04	35,346,937	18,138.64	32,413,752	1.34
アメリカ	株式	IQVIA HOLDINGS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,182	29,924.54	35,370,801	27,037.54	31,958,377	1.32
アメリカ	株式	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	小売	411	68,880.05	28,309,700	75,651.74	31,092,865	1.29
アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	973	36,148.04	35,172,042	31,115.30	30,275,190	1.25
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	24,600	1,333.30	32,799,205	1,205.39	29,652,471	1.23
フランス	株式	TELEPERFORMANCE	商業・専門サービス	692	48,435.54	33,517,395	42,307.11	29,276,522	1.21
アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,296	23,814.68	30,863,827	22,498.74	29,158,367	1.21
アメリカ	株式	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	各種金融	1,368	18,920.60	25,883,387	21,114.45	28,884,569	1.20

ロ　種類別・業種別投資比率

2022年2月28日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	2.44
	素材	4.71
	資本財	5.44
	商業・専門サービス	2.59
	運輸	2.35
	自動車・自動車部品	1.13
	耐久消費財・アパレル	3.44
	消費者サービス	0.60
	小売	4.58
	食品・生活必需品小売り	2.10
	食品・飲料・タバコ	1.79
	家庭用品・パーソナル用品	1.56
	ヘルスケア機器・サービス	5.75
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.41
	銀行	4.95
	各種金融	6.91

	保険	2.41
	ソフトウェア・サービス	17.04
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.72
	半導体・半導体製造装置	8.43
	公益事業	1.42
	メディア・娯楽	7.57
合　計		97.33

国内債券マザーファンド（Ｄ号）

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	３５４　１０年国債	340,000,000	100.47	341,584,900	100.39	341,312,400	0.100	2029/03/20	9.97
日本	国債証券	３６５　１０年国債	230,000,000	99.02	227,742,700	99.23	228,226,700	0.100	2031/12/20	6.67
日本	地方債証券	２５－５　愛知県１５年	120,000,000	108.73	130,473,600	107.37	128,846,040	1.339	2028/06/19	3.76
日本	国債証券	１４２　５年国債	123,000,000	100.73	123,897,900	100.34	123,413,280	0.100	2024/12/20	3.60
日本	地方債証券	３０－１０　静岡県公債	100,000,000	101.50	101,496,000	100.64	100,642,300	0.264	2028/09/20	2.94
日本	特殊債券	３０７　住宅支援機構	100,000,000	100.01	100,013,000	99.86	99,859,100	0.001	2023/12/20	2.92
日本	国債証券	１４８　５年国債	93,000,000	100.50	93,465,000	100.04	93,039,990	0.005	2026/06/20	2.72
日本	国債証券	３５９　１０年国債	86,000,000	101.05	86,905,580	100.00	86,000,000	0.100	2030/06/20	2.51
日本	国債証券	１４５　２０年国債	67,000,000	118.42	79,341,400	116.13	77,807,770	1.700	2033/06/20	2.27
日本	国債証券	１７９　２０年国債	73,000,000	96.65	70,551,810	97.28	71,015,860	0.500	2041/12/20	2.07
日本	地方債証券	２８－４　広島県公債	70,000,000	100.21	70,144,900	99.73	69,809,600	0.060	2026/11/25	2.04
日本	地方債証券	２－３　大阪市５年	70,000,000	100.06	70,039,200	99.69	69,780,620	0.020	2025/09/11	2.04
日本	国債証券	６７　３０年国債	74,000,000	99.18	73,393,200	93.44	69,147,820	0.600	2050/06/20	2.02
日本	地方債証券	１０　埼玉県２０年	60,000,000	116.82	70,091,400	114.81	68,883,840	1.940	2030/11/12	2.01
日本	国債証券	３６１　１０年国債	69,000,000	100.83	69,574,770	99.83	68,879,250	0.100	2030/12/20	2.01
日本	国債証券	４４　３０年国債	56,000,000	126.15	70,641,880	120.54	67,500,160	1.700	2044/09/20	1.97

日本	特殊債券	４３　福祉医療機構	60,000,000	102.03	61,215,000	101.41	60,845,520	0.558	2025/06/20	1.78
日本	国債証券	４８　３０年国債	53,000,000	119.46	63,314,240	114.27	60,563,100	1.400	2045/09/20	1.77
日本	特殊債券	４９　鉄道建設・運	60,000,000	100.58	60,348,600	100.22	60,129,540	0.767	2022/06/20	1.76
日本	国債証券	１５０　５年国債	60,000,000	100.09	60,053,400	100.00	60,000,000	0.005	2026/12/20	1.75
日本	社債券	５１　西日本高速道	60,000,000	99.97	59,981,400	99.78	59,868,300	0.030	2024/09/20	1.75
日本	国債証券	３６３　１０年国債	55,000,000	100.55	55,301,050	99.54	54,747,550	0.100	2031/06/20	1.60
日本	国債証券	１４９　２０年国債	46,000,000	116.89	53,771,610	114.44	52,643,780	1.500	2034/06/20	1.54
日本	地方債証券	２６－１　横浜市公債	50,000,000	101.81	50,902,500	101.29	50,645,400	0.703	2024/04/15	1.48
日本	地方債証券	２４－３　静岡県公債	50,000,000	100.62	50,308,000	100.19	50,097,050	0.906	2022/05/20	1.46
日本	国債証券	３５７　１０年国債	46,000,000	101.16	46,535,200	100.16	46,071,300	0.100	2029/12/20	1.35
日本	国債証券	１５８　２０年国債	45,000,000	103.75	46,685,360	101.17	45,524,700	0.500	2036/09/20	1.33
日本	国債証券	１６４　２０年国債	45,000,000	103.08	46,386,240	100.07	45,033,300	0.500	2038/03/20	1.32
日本	地方債証券	７０５　東京都公債	45,000,000	100.54	45,242,100	100.05	45,023,220	1.060	2022/03/18	1.31
日本	国債証券	１４９　５年国債	42,000,000	100.35	42,147,060	100.02	42,009,240	0.005	2026/09/20	1.23

ロ　種類別投資比率

2022年2月28日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	68.24
地方債証券	20.58
特殊債券	8.12
社債券	1.75
合　計	98.69

外国債券マザーファンド（A号）

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,250,000	12,031.99	631,679,496	11,812.21	620,141,250	2.875	2023/10/31	10.93
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,130,000	12,149.52	258,784,727	11,756.29	250,408,936	2.250	2027/08/15	4.41

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,910,000	12,329.71	235,497,421	11,981.03	228,837,727	2.875	2025/11/30	4.03
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	990,000	20,964.47	207,548,289	19,204.92	190,128,713	4.000	2038/10/25	3.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,440,000	14,094.33	202,958,305	12,760.07	183,745,021	3.000	2045/11/15	3.24
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,350,000	13,002.32	175,531,349	12,994.01	175,419,185	0.000	2023/04/30	3.09
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,260,000	13,827.35	174,224,627	13,522.50	170,383,462	1.600	2025/04/30	3.00
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,480,000	11,385.74	168,509,001	11,066.57	163,785,238	0.875	2026/06/30	2.89
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,360,000	11,821.69	160,774,975	11,576.61	157,441,866	1.750	2024/07/31	2.78
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	1,130,000	13,064.17	147,625,067	12,317.31	139,185,567	0.000	2030/11/25	2.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,310,000	10,847.26	142,099,056	10,380.43	135,983,688	0.625	2030/05/15	2.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	10,259.57	143,633,965	9,402.88	131,640,337	1.125	2040/05/15	2.32
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	670,000	21,671.43	145,198,610	19,491.80	130,595,037	2.500	2046/08/15	2.30
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	1,030,000	13,143.40	135,377,035	12,476.27	128,505,537	0.000	2029/11/25	2.27
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	890,000	15,955.98	142,008,180	13,942.46	124,087,929	1.500	2050/05/25	2.19
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	930,000	13,504.26	125,589,618	13,124.13	122,054,407	0.250	2027/02/15	2.15
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,220,000	10,748.87	131,136,212	9,846.02	120,121,389	1.625	2050/11/15	2.12
イギリス	国債証券	UK GILT	590,000	22,540.55	132,989,223	19,921.65	117,537,747	3.250	2044/01/22	2.07
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,030,000	11,349.18	116,896,519	11,247.52	115,849,470	0.125	2024/01/15	2.04
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	760,000	16,162.56	122,835,427	15,046.69	114,354,843	4.375	2038/02/15	2.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	920,000	11,759.87	108,190,805	11,448.00	105,321,606	1.625	2026/02/15	1.86
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	880,000	12,011.84	105,704,220	11,749.01	103,391,274	2.250	2027/02/15	1.82
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	770,000	13,092.05	100,808,811	12,742.06	98,113,857	0.000	2026/01/31	1.73
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	760,000	12,130.28	92,190,137	12,145.67	92,307,112	0.000	2031/11/25	1.63
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	660,000	13,931.19	91,945,840	13,462.61	88,853,243	1.000	2027/05/25	1.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	770,000	11,244.46	86,582,337	11,119.38	85,619,199	1.375	2028/10/31	1.51
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000	14,986.63	74,933,129	14,184.33	70,921,648	2.800	2028/12/01	1.25

イギリス	国債証券	UK GILT	450,000	17,302.14	77,859,627	15,633.76	70,351,908	1.750	2037/09/07	1.24
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	640,000	11,067.89	70,834,473	10,928.03	69,939,364	1.375	2031/11/15	1.23
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	330,000	22,171.98	73,167,534	19,750.35	65,176,146	4.700	2041/07/30	1.15

ロ　種類別投資比率

2022年2月28日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	96.00
地方債証券	0.59
社債券	1.66
合　計	98.24

②投資不動産物件

国内株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

2022年2月28日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	オフショア・人民元	買建	2,890,000.00	51,696,465	52,719,380	0.93
	ユーロ	買建	250,000.00	32,244,365	32,336,350	0.57
	デンマーク・クローネ	買建	1,490,000.00	25,721,899	25,896,200	0.46
	アメリカ・ドル	買建	5,981.00	690,590	691,040	0.01
	アメリカ・ドル	売建	460,000.00	52,501,363	53,128,344	△0.94
	オーストラリア・ドル	売建	620,000.00	50,131,991	51,419,018	△0.91

	イギリス・ポンド	売建	50,000.00	7,775,440	7,725,785	△0.14

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

≪参考情報≫

基準日:2022年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■70(積極型)

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2022年1月	0円
2021年2月	0円
2020年1月	0円
2019年1月	0円
2018年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■70(積極型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	95.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.64
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(D号)	40.14
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(D号)	29.78
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(D号)	15.29
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	10.16

■国内株式マザーファンド(D号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	93.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6.01
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2.78
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.65
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.64
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2.30
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	1.91
日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	1.72
日本	株式	TREホールディングス	サービス業	1.66
日本	株式	ライト工業	建設業	1.66
日本	株式	セーレン	繊維製品	1.57
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	1.53

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■外国株式マザーファンド（D号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	74.70
	フランス	5.19
	スイス	3.85
	香港	3.00
	アイルランド	2.65
	イギリス	2.43
	オランダ	1.92
	その他	3.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.67
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	4.97
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	3.33
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2.36
アメリカ	株式	ENTEGRIS INC	半導体・半導体製造装置	2.19
アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフトウェア・サービス	2.00
アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	1.80
アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	1.80
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1.76
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1.76
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.74

■国内債券マザーファンド（D号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	68.24
地方債証券	日本	20.58
特殊債券	日本	8.12
社債券	日本	1.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.31
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	354　10年国債	0.100	2029/03/20	9.97
日本	国債証券	365　10年国債	0.100	2031/12/20	6.67
日本	地方債証券	25−5　愛知県15年	1.339	2028/06/19	3.76
日本	国債証券	142　5年国債	0.100	2024/12/20	3.60
日本	地方債証券	30−10　静岡県公債	0.264	2028/09/20	2.94
日本	特殊債券	307　住宅支援機構	0.001	2023/12/20	2.92
日本	国債証券	148　5年国債	0.005	2026/06/20	2.72
日本	国債証券	359　10年国債	0.100	2030/06/20	2.51
日本	国債証券	145　20年国債	1.700	2033/06/20	2.27
日本	国債証券	179　20年国債	0.500	2041/12/20	2.07

■外国債券マザーファンド（A号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	46.64
	フランス	16.07
	スペイン	11.25
	イギリス	5.73
	ドイツ	4.84
	その他	11.47
社債券	アメリカ	1.66
地方債証券	カナダ	0.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.75
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2023/10/31	10.93
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2027/08/15	4.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2025/11/30	4.03
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	4.000	2038/10/25	3.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.000	2045/11/15	3.24
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	0.000	2023/04/30	3.09
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1.600	2025/04/30	3.00
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.875	2026/06/30	2.89
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.750	2024/07/31	2.78
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	0.000	2030/11/25	2.45

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.43%（税抜き1.3%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の

仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ＬＶ70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2001年１月31日から下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年１月31日から翌年１月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨および

その理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ　反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または

記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。
当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期（2021年 2月 2日から2022年 1月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 （2021年 2月 1日現在）	第21期 （2022年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	5,990,565
コール・ローン	195,706,324	217,437,921
親投資信託受益証券	3,280,708,453	3,752,149,358
流動資産合計	3,476,414,777	3,975,577,844
資産合計	3,476,414,777	3,975,577,844
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,730,107	7,678,781
未払受託者報酬	1,845,941	2,246,779
未払委託者報酬	22,151,252	26,961,724
未払利息	537	-
その他未払費用	94,469	112,993
流動負債合計	27,822,306	37,000,277
負債合計	27,822,306	37,000,277
純資産の部		
元本等		
元本	1,910,666,535	2,037,747,448
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,537,925,936	1,900,830,119
（分配準備積立金）	874,773,553	964,108,741
元本等合計	3,448,592,471	3,938,577,567
純資産合計	3,448,592,471	3,938,577,567
負債純資産合計	3,476,414,777	3,975,577,844

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自　2020年 1月31日 至　2021年 2月 1日	第21期 自　2021年 2月 2日 至　2022年 1月31日
営業収益		
受取利息	-	651
有価証券売買等損益	328,713,326	293,720,905
営業収益合計	328,713,326	293,721,556
営業費用		
支払利息	111,088	146,772
受託者報酬	3,455,997	4,241,933
委託者報酬	41,471,919	50,903,547
その他費用	223,297	232,411
営業費用合計	45,262,301	55,524,663
営業利益又は営業損失（△）	283,451,025	238,196,893
経常利益又は経常損失（△）	283,451,025	238,196,893
当期純利益又は当期純損失（△）	283,451,025	238,196,893
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,284,465	37,535,351
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,237,091,000	1,537,925,936
剰余金増加額又は欠損金減少額	238,616,580	378,865,014
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	238,616,580	378,865,014
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,517,134	216,622,373
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,517,134	216,622,373
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,537,925,936	1,900,830,119

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第21期 自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2021年2月2日から2022年1月31日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第20期 （2021年2月1日現在）	第21期 （2022年1月31日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	1,910,666,535口	2,037,747,448口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.8049円 （１万口当たりの純資産額18,049円）	1口当たり純資産額　1.9328円 （１万口当たりの純資産額19,328円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第20期 自 2020年1月31日 至 2021年2月1日	第21期 自 2021年2月2日 至 2022年1月31日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,130,045円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（227,954,389円）、収益調整金（1,316,645,297円）、および分配準備積立金（609,689,119円）より、分配対象収益は2,191,418,850円（１万口当たり11,469.38円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（33,720,693円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（166,940,849円）、収益調整金（1,574,470,210円）、および分配準備積立金（763,447,199円）より、分配対象収益は2,538,578,951円（１万口当たり12,457.77円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第21期 自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第21期 （2022年1月31日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第20期（自 2020年1月31日　至 2021年2月1日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	333,214,593円
合計	333,214,593円

第21期（自 2021年2月2日　至 2022年1月31日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	230,513,836円
合計	230,513,836円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第20期 （2021年2月1日現在）	第21期 （2022年1月31日現在）
期首元本額	1,886,487,984円	1,910,666,535円
期中追加設定元本額	372,777,124円	392,899,091円
期中一部解約元本額	348,598,573円	265,818,178円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（D号）	744,263,147	1,571,883,766	
	外国株式マザーファンド（D号）	332,871,772	1,155,963,802	
	国内債券マザーファンド（D号）	433,772,962	611,099,348	
	外国債券マザーファンド（A号）	140,626,363	413,202,442	
	親投資信託受益証券　小計		3,752,149,358	
合　計			3,752,149,358	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）は、「国内株式マザーファンド（D号）」、「外国株式マザーファンド（D号）」、「国内債券マザーファンド（D号）」および「外国債券マザーファンド（A号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（D号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	14,555,275
コール・ローン	242,636,304	528,308,931
株式	8,854,616,660	8,953,467,000
未収入金	119,981,346	239,656,265
未収配当金	11,143,370	10,728,300
流動資産合計	9,228,377,680	9,746,715,771
資産合計	9,228,377,680	9,746,715,771
負債の部		
流動負債		
未払金	115,777,978	262,633,558
未払解約金	2,087,739	1,045,554
未払利息	666	-
その他未払費用	2,535	1,470
流動負債合計	117,868,918	263,680,582
負債合計	117,868,918	263,680,582
純資産の部		
元本等		
元本	4,391,304,944	4,490,166,294
剰余金		

剰余金又は欠損金（△）	4,719,203,818	4,992,868,895
元本等合計	9,110,508,762	9,483,035,189
純資産合計	9,110,508,762	9,483,035,189
負債純資産合計	9,228,377,680	9,746,715,771

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	4,391,304,944口	4,490,166,294口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.0747円 （１万口当たりの純資産額20,747円）	1口当たり純資産額　2.1120円 （１万口当たりの純資産額21,120円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日

１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年1月31日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年2月1日現在）	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	5,065,874,961円
同期中における追加設定元本額	955,291,237円
同期中における一部解約元本額	1,629,861,254円
2021年2月1日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株・成長力ファンド	593,121,186円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	1,027,314,375円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	228,928,610円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	669,140,444円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	665,228,632円
ＳＭＡＭ・国内株式グロースファンド（ベータニュートラル型）＜適格機関投資家限定＞	1,207,571,697円

合　計	4,391,304,944円

（2022年1月31日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,391,304,944円
同期中における追加設定元本額	779,873,269円
同期中における一部解約元本額	681,011,919円
2022年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株・成長力ファンド	515,739,746円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	1,044,670,327円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	237,100,196円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	711,989,535円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	744,263,147円
ＳＭＡＭ・国内株式グロースファンド（ベータニュートラル型）＜適格機関投資家限定＞	1,236,403,343円
合　計	4,490,166,294円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	8,600	3,360.000	28,896,000	
ウエストホールディングス	28,900	3,420.000	98,838,000	
大和ハウス	22,000	3,335.000	73,370,000	
ライト工業	80,600	1,865.000	150,319,000	
九電工	20,000	2,920.000	58,400,000	
森永乳業	8,200	5,540.000	45,428,000	
アサヒグループホールディン	11,500	4,668.000	53,682,000	
味　の　素	25,000	3,193.000	79,825,000	
ニチレイ	18,000	2,632.000	47,376,000	
グ　ン　ゼ	7,900	3,975.000	31,402,500	
富士紡ホールディングス	5,400	3,820.000	20,628,000	
日本毛織	28,400	876.000	24,878,400	
セーレン	63,000	2,160.000	136,080,000	
レンゴー	79,200	853.000	67,557,600	
関東電化	34,400	1,090.000	37,496,000	
デンカ	7,100	4,010.000	28,471,000	
信越化学	3,100	19,040.000	59,024,000	
四国化成	24,900	1,423.000	35,432,700	
保土谷化学	9,400	5,420.000	50,948,000	
三井化学	600	3,040.000	1,824,000	
大阪有機化学	20,300	3,125.000	63,437,500	
アイカ工業	30,200	3,145.000	94,979,000	
扶桑化学工業	17,600	4,460.000	78,496,000	

トリケミカル	20,500	3,065.000	62,832,500		
ＡＤＥＫＡ	26,900	2,465.000	66,308,500		
日油	23,300	5,210.000	121,393,000		
富士フイルムＨＬＤＧＳ	27,000	7,630.000	206,010,000		
ファンケル	2,100	2,907.000	6,104,700		
デクセリアルズ	1,300	3,120.000	4,056,000		
クミアイ化学	42,200	787.000	33,211,400		
藤森工業	7,800	4,070.000	31,746,000		
ユニ・チヤーム	5,200	4,427.000	23,020,400		
協和キリン	11,200	2,855.000	31,976,000		
アステラス製薬	67,000	1,850.500	123,983,500		
日本新薬	3,800	7,470.000	28,386,000		
栄研化学	14,400	1,711.000	24,638,400		
第一三共	1,200	2,565.000	3,078,000		
ＭＡＲＵＷＡ	11,100	14,980.000	166,278,000		
ニチアス	28,300	2,594.000	73,410,200		
ニ　チ　ハ	13,900	2,822.000	39,225,800		
昭和電線ＨＬＤＧＳ	44,600	1,791.000	79,878,600		
オーエスジー	1,300	2,000.000	2,600,000		
ローツェ	13,200	10,570.000	139,524,000		
ダイキン工業	5,300	23,825.000	126,272,500		
ダイフク	200	7,910.000	1,582,000		
ＣＫＤ	29,600	2,089.000	61,834,400		
竹内製作所	31,300	2,832.000	88,641,600		
スター精密	31,300	1,447.000	45,291,100		
イビデン	23,400	6,300.000	147,420,000		
ミネベアミツミ	19,600	2,779.000	54,468,400		
富士電機	3,700	6,090.000	22,533,000		
オムロン	100	8,305.000	830,500		
ソニーグループ	23,700	12,720.000	301,464,000		
メイコー	14,300	3,910.000	55,913,000		
ヨコオ	14,500	2,619.000	37,975,500		
アドバンテスト	9,300	9,570.000	89,001,000		
キーエンス	600	58,230.000	34,938,000		
スタンレー電気	17,200	2,664.000	45,820,800		
日本セラミック	21,500	2,442.000	52,503,000		
カ　シ　オ	31,300	1,429.000	44,727,700		
芝浦電子	8,100	6,630.000	53,703,000		
新光電気工業	7,500	5,200.000	39,000,000		
東京エレクトロン	1,800	54,730.000	98,514,000		
デンソー	11,000	8,494.000	93,434,000		
トヨタ自動車	150,100	2,245.500	337,049,550		
本田技研	24,900	3,354.000	83,514,600		
テ　ル　モ	13,100	4,158.000	54,469,800		
オリンパス	30,500	2,546.500	77,668,250		
ＨＯＹＡ	3,700	14,755.000	54,593,500		
メニコン	8,000	2,527.000	20,216,000		
スノーピーク	16,100	2,316.000	37,287,600		

トランザクション	41,200	1,120.000	46,144,000		
前田工繊	14,800	3,405.000	50,394,000		
バンダイナムコＨＬＤＧＳ	17,900	8,007.000	143,325,300		
ＳＨＯＥＩ	9,500	4,385.000	41,657,500		
ヨネックス	27,100	714.000	19,349,400		
ヤマハ	12,600	5,190.000	65,394,000		
美　津　濃	8,800	2,199.000	19,351,200		
ＳＢＳホールディングス	33,600	3,535.000	118,776,000		
東日本旅客鉄道	6,200	6,544.000	40,572,800		
日立物流	11,500	5,240.000	60,260,000		
商船三井	6,600	8,800.000	58,080,000		
ＮＥＣネッツエスアイ	61,900	1,642.000	101,639,800		
テクマトリックス	56,200	1,620.000	91,044,000		
インターネットイニシアティブ	28,100	3,755.000	105,515,500		
ＵＬＳグループ	1,900	3,675.000	6,982,500		
野村総合研究所	28,900	3,960.000	114,444,000		
ＪＭＤＣ	3,200	5,220.000	16,704,000		
ジャストシステム	2,600	4,905.000	12,753,000		
伊藤忠テクノソリュー	3,900	3,110.000	12,129,000		
アルゴグラフィックス	6,000	3,120.000	18,720,000		
日本ユニシス	1,100	2,992.000	3,291,200		
日本電信電話	40,700	3,267.000	132,966,900		
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	11,100	2,359.000	26,184,900		
東　宝	17,800	4,425.000	78,765,000		
マクニカ・富士エレＨＬＤＧＳ	21,300	2,512.000	53,505,600		
シップヘルスケアＨＤ	25,100	2,564.000	64,356,400		
アズワン	4,600	5,650.000	25,990,000		
伊　藤　忠	45,100	3,667.000	165,381,700		
三菱商事	24,500	3,877.000	94,986,500		
ＰＡＬＴＡＣ	3,100	4,385.000	13,593,500		
日鉄物産	8,900	5,150.000	45,835,000		
イエローハット	20,800	1,587.000	33,009,600		
ミスミグループ本社	22,800	3,700.000	84,360,000		
パルグループＨＬＤＧＳ	65,400	1,668.000	109,087,200		
ウエルシアＨＤ	8,000	3,095.000	24,760,000		
ネクステージ	44,300	2,860.000	126,698,000		
セブン&アイ・ＨＬＤＧＳ	16,600	5,593.000	92,843,800		
ＦＯＯＤ&ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮ	10,100	3,400.000	34,340,000		
西松屋チェーン	8,100	1,457.000	11,801,700		
三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	344,500	691.100	238,083,950		
みずほフィナンシャルＧ	64,700	1,550.000	100,285,000		
ＳＢＩホールディングス	16,300	2,942.000	47,954,600		
第一生命ＨＬＤＧＳ	54,200	2,571.500	139,375,300		
東京海上ＨＤ	12,200	6,830.000	83,326,000		
プレミアグループ	5,900	3,610.000	21,299,000		
オリックス	13,700	2,355.500	32,270,350		
日本駐車場開発	169,800	135.000	22,923,000		
エス・エム・エス	2,700	3,100.000	8,370,000		

ライク	21,100	1,810.000	38,191,000	
エスプール	63,800	1,032.000	65,841,600	
シーティーエス	45,000	772.000	34,740,000	
オリエンタルランド	3,000	19,880.000	59,640,000	
フルキャストホールディングス	38,800	2,145.000	83,226,000	
イー・ガーディアン	15,600	2,782.000	43,399,200	
チャームケアコーポレーション	49,200	1,139.000	56,038,800	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナー	6,000	4,885.000	29,310,000	
リクルートホールディングス	4,800	5,595.000	26,856,000	
エラン	16,200	1,002.000	16,232,400	
ベルシステム２４ＨＬＤＧＳ	41,600	1,413.000	58,780,800	
ストライク	12,400	4,420.000	54,808,000	
ソラスト	8,000	1,050.000	8,400,000	
ベイカレントコンサルティング	2,900	42,900.000	124,410,000	
アンビスホールディングス	10,700	4,415.000	47,240,500	
リログループ	26,100	2,050.000	53,505,000	
ＴＲＥホールディングス	78,500	1,436.000	112,726,000	
共立メンテナンス	4,600	4,070.000	18,722,000	
応用地質	22,600	2,105.000	47,573,000	
船井総研ホールディン	16,000	2,365.000	37,840,000	
ダイセキ	18,000	4,555.000	81,990,000	
合　計	3,443,100		8,953,467,000	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	3,582,142	80,812,504
金銭信託	-	976,554
コール・ローン	38,606,318	35,445,737
株式	2,142,631,060	2,354,766,642
派生商品評価勘定	27,545	-
未収入金	121,792,467	-
未収配当金	612,778	951,294
流動資産合計	2,307,252,310	2,472,952,731
資産合計	2,307,252,310	2,472,952,731
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	30,711	1,286

未払金	123,796,505	77,145,111
未払利息	106	-
その他未払費用	453	135
流動負債合計	123,827,775	77,146,532
負債合計	123,827,775	77,146,532
純資産の部		
元本等		
元本	794,250,090	689,902,992
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,389,174,445	1,705,903,207
元本等合計	2,183,424,535	2,395,806,199
純資産合計	2,183,424,535	2,395,806,199
負債純資産合計	2,307,252,310	2,472,952,731

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	794,250,090口	689,902,992口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.7490円 （１万口当たりの純資産額27,490円）	1口当たり純資産額　3.4727円 （１万口当たりの純資産額34,727円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年1月31日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
（2021年2月1日現在）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	92,440,618	-	92,417,752	△22,866
	スイス・フラン	10,199,767	-	10,202,590	2,823
	ユーロ	17,114,258	-	17,114,460	202
	香港・ドル	4,054,443	-	4,052,873	△1,570
	小計	123,809,086	-	123,787,675	△21,411
	売建				
	アメリカ・ドル	99,126,604	-	99,102,084	24,520
	スイス・フラン	22,674,641	-	22,680,916	△6,275
	小計	121,801,245	-	121,783,000	18,245
合　計		245,610,331	-	245,570,675	△3,166

（2022年1月31日現在）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	香港・ドル	2,215,783	-	2,214,497	△1,286
	小計	2,215,783	-	2,214,497	△1,286
合　計		2,215,783	-	2,214,497	△1,286

（注）１．時価の算定方法
為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。
1）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年2月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	797,428,635円
同期中における追加設定元本額	280,704,991円
同期中における一部解約元本額	283,883,536円
2021年2月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	85,859,522円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	335,113,789円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	373,276,779円
合　計	794,250,090円

（2022年1月31日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	794,250,090円
同期中における追加設定元本額	77,006,486円
同期中における一部解約元本額	181,353,584円
2022年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	69,594,244円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	287,436,976円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	332,871,772円
合　計	689,902,992円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

			評価額	

通　貨	銘　柄	株　数	単価	金額	備考
アメリカ・ドル	EOG RESOURCES INC	3,497	109.700	383,620.90	
	AVERY DENNISON CORP	1,056	199.500	210,672.00	
	CROWN HOLDINGS INC	1,502	111.950	168,148.90	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	386	287.700	111,052.20	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	973	284.600	276,915.80	
	TREX COMPANY INC	1,389	87.210	121,134.69	
	CINTAS CORP	464	386.310	179,247.84	
	COSTAR GROUP INC	1,836	67.370	123,691.32	
	UNION PACIFIC CORP	1,213	245.930	298,313.09	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	917	198.250	181,795.25	
	APTIV PLC	953	130.980	124,823.94	
	LULULEMON ATHLETICA INC	469	315.910	148,161.79	
	NIKE INC -CL B	1,362	145.910	198,729.42	
	YETI HOLDINGS INC	3,401	62.250	211,712.25	
	DOLLAR GENERAL CORP	742	204.330	151,612.86	
	HOME DEPOT INC	1,162	366.540	425,919.48	
	LITHIA MOTORS INC	522	286.280	149,438.16	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	411	643.520	264,486.72	
	COSTCO WHOLESALE CORP	567	492.430	279,207.81	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	778	303.790	236,348.62	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,764	104.870	184,990.68	
	IDEXX LABORATORIES INC	471	489.050	230,342.55	
	INTUITIVE SURGICAL INC	778	271.790	211,452.62	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	563	270.080	152,055.04	
	STRYKER CORP	1,127	248.390	279,935.53	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	478	466.060	222,776.68	
	ELI LILLY & CO	1,330	245.100	325,983.00	
	IQVIA HOLDINGS INC	1,182	238.820	282,285.24	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	660	572.030	377,539.80	
	ZOETIS INC	1,296	195.300	253,108.80	
	BANK OF AMERICA CORP	6,351	45.870	291,320.37	
	JPMORGAN CHASE & CO	2,078	146.610	304,655.58	
	SVB FINANCIAL GROUP	231	558.470	129,006.57	
	AMERICAN EXPRESS CO	918	177.060	162,541.08	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	1,368	166.320	227,525.76	
	MSCI INC	444	508.130	225,609.72	
	OPEN LENDING CORP - CL A	2,600	17.400	45,240.00	
	S&P GLOBAL INC	538	406.620	218,761.56	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	2,998	82.710	247,964.58	

	MARSH & MCLENNAN COS	1,587	150.270	238,478.49	
	ACCENTURE PLC-CL A	1,164	342.850	399,077.40	
	ADOBE INC	698	518.160	361,675.68	
	ANSYS INC	972	322.770	313,732.44	
	BLOCK INC	1,002	110.380	110,600.76	
	FORTINET INC	1,284	282.160	362,293.44	
	INTUIT INC	683	534.820	365,282.06	
	MICROSOFT CORP	1,661	308.260	512,019.86	
	PAYPAL HOLDINGS INC	1,335	163.520	218,299.20	
	SERVICENOW INC	585	561.080	328,231.80	
	SYNOPSYS INC	1,045	296.350	309,685.75	
	VISA INC-CLASS A SHARES	1,677	228.000	382,356.00	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	1,535	164.020	251,770.70	
	TRIMBLE INC	1,625	70.260	114,172.50	
	ANALOG DEVICES INC	1,205	158.630	191,149.15	
	ENPHASE ENERGY INC	945	123.860	117,047.70	
	ENTEGRIS INC	3,426	111.490	381,964.74	
	NVIDIA CORP	2,877	228.400	657,106.80	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	710	177.290	125,875.90	
	NEXTERA ENERGY INC	2,012	72.500	145,870.00	
	ALPHABET INC-CL A	386	2,667.020	1,029,469.72	
	MATCH GROUP INC	1,504	109.220	164,266.88	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	923	301.710	278,478.33	
	NETFLIX INC	298	384.360	114,539.28	
アメリカ・ドル小計		81,914		16,091,572.78 (1,857,611,162)	
香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	15,000	126.400	1,896,000.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	2,400	436.400	1,047,360.00	
	AIA GROUP LTD	24,600	80.850	1,988,910.00	
香港・ドル小計		42,000		4,932,270.00 (73,046,919)	
イギリス・ポンド	ASHTEAD GROUP PLC	3,002	52.440	157,424.88	
	ASTRAZENECA PLC	2,444	87.670	214,265.48	
イギリス・ポンド小計		5,446		371,690.36 (57,507,932)	
スイス・フラン	SIKA AG-REG	628	310.300	194,868.40	
	NESTLE SA-REG	1,526	118.060	180,159.56	
	LONZA GROUP AG-REG	349	629.000	219,521.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	121	1,232.000	149,072.00	
スイス・フラン小計		2,624		743,620.96 (92,208,999)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	2,483	51.240	127,228.92	

	AIR LIQUIDE SA	919	151.200	138,952.80	
	KONINKLIJKE DSM NV	795	164.400	130,698.00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,787	147.560	263,689.72	
	SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENE	6,339	18.535	117,493.36	
	TELEPERFORMANCE	692	327.600	226,699.20	
	FERRARI NV	500	200.500	100,250.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	230	716.400	164,772.00	
	HELLOFRESH SE	2,769	55.480	153,624.12	
	KERRY GROUP PLC-A	1,522	111.650	169,931.30	
	L'OREAL	232	368.100	85,399.20	
	BAWAG GROUP AG	3,684	53.350	196,541.40	
	ASML HOLDING NV	225	566.100	127,372.50	
	IBERDROLA SA	12,644	10.120	127,957.28	
	IBERDROLA SA-RTS	12,444	0.167	2,078.14	
ユーロ小計		47,265		2,132,687.94 (274,391,630)	
合　計		179,249		2,354,766,642 (2,354,766,642)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	63銘柄	77.5%	78.9%
香港・ドル	株式	3銘柄	3.0%	3.1%
イギリス・ポンド	株式	2銘柄	2.4%	2.4%
スイス・フラン	株式	4銘柄	3.8%	3.9%
ユーロ	株式	15銘柄	11.5%	11.7%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券マザーファンド（D号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	934,283
コール・ローン	39,303,310	33,911,438
国債証券	2,238,793,580	2,392,221,300
地方債証券	609,962,150	705,572,105

特殊債券	276,183,030	278,336,848
社債券	-	59,892,720
未収入金	122,980,540	111,669,400
未収利息	3,778,317	4,031,765
前払費用	303,158	415,368
流動資産合計	3,291,304,085	3,586,985,227
資産合計	3,291,304,085	3,586,985,227
負債の部		
流動負債		
未払金	122,779,980	112,132,160
未払解約金	3,890,000	-
未払利息	107	-
その他未払費用	625	113
流動負債合計	126,670,712	112,132,273
負債合計	126,670,712	112,132,273
純資産の部		
元本等		
元本	2,236,897,591	2,466,503,658
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	927,735,782	1,008,349,296
元本等合計	3,164,633,373	3,474,852,954
純資産合計	3,164,633,373	3,474,852,954
負債純資産合計	3,291,304,085	3,586,985,227

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	2,236,897,591口	2,466,503,658口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.4147円 （１万口当たりの純資産額14,147円）	1口当たり純資産額　1.4088円 （１万口当たりの純資産額14,088円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年1月31日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年2月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,026,305,241円
同期中における追加設定元本額	598,926,949円
同期中における一部解約元本額	388,334,599円
2021年2月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	114,626,775円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	761,406,862円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	991,228,848円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	369,635,106円
合　計	2,236,897,591円

（2022年1月31日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,236,897,591円
同期中における追加設定元本額	485,305,972円
同期中における一部解約元本額	255,699,905円
2022年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	111,240,420円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	820,245,385円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	1,101,244,891円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	433,772,962円
合　計	2,466,503,658円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	４３１　２年国債	10,000,000	10,011,900	
	４３２　２年国債	137,000,000	137,169,880	
	１４０　５年国債	28,000,000	28,103,320	
	１４２　５年国債	123,000,000	123,549,810	
	１４８　５年国債	93,000,000	93,162,750	
	１４９　５年国債	42,000,000	42,058,380	
	４　４０年国債	4,000,000	5,491,560	
	１０　４０年国債	28,000,000	28,966,280	
	１４　４０年国債	24,000,000	23,146,800	
	３５３　１０年国債	37,000,000	37,203,130	
	３５４　１０年国債	350,000,000	351,865,500	
	３５７　１０年国債	46,000,000	46,162,380	
	３５９　１０年国債	86,000,000	86,142,760	
	３６１　１０年国債	69,000,000	68,939,280	
	３６３　１０年国債	55,000,000	54,795,950	
	３６５　１０年国債	215,000,000	213,535,850	
	１６　３０年国債	4,000,000	5,089,680	
	２０　３０年国債	23,000,000	29,607,670	
	２７　３０年国債	5,000,000	6,573,850	
	３２　３０年国債	13,000,000	17,016,740	
	３９　３０年国債	12,000,000	15,128,160	
	４４　３０年国債	56,000,000	68,685,120	
	４６　３０年国債	9,000,000	10,666,710	
	４８　３０年国債	53,000,000	61,711,610	
	５２　３０年国債	4,000,000	3,848,080	
	５９　３０年国債	45,000,000	44,800,200	
	６０　３０年国債	7,000,000	7,289,660	
	６１　３０年国債	5,000,000	4,960,700	
	６４　３０年国債	16,000,000	14,601,120	
	６７　３０年国債	74,000,000	70,822,440	
	７０　３０年国債	23,000,000	22,589,910	
	７２　３０年国債	32,000,000	31,421,440	
	１３５　２０年国債	42,000,000	48,374,340	
	１４１　２０年国債	26,000,000	30,121,520	
	１４５　２０年国債	72,000,000	83,738,160	
	１４９　２０年国債	46,000,000	52,778,100	
	１５０　２０年国債	26,000,000	29,552,900	
	１５３　２０年国債	16,000,000	18,023,520	
	１５４　２０年国債	9,000,000	10,027,980	

	１５８　２０年国債	45,000,000	45,779,850	
	１６０　２０年国債	38,000,000	39,682,640	
	１６２　２０年国債	23,000,000	23,624,450	
	１６３　２０年国債	27,000,000	27,702,810	
	１６４　２０年国債	47,000,000	47,424,410	
	１６５　２０年国債	30,000,000	30,228,600	
	１６６　２０年国債	40,000,000	41,547,200	
	１６７　２０年国債	32,000,000	32,175,040	
	１６８　２０年国債	6,000,000	5,923,980	
	１６９　２０年国債	2,000,000	1,937,580	
	１７０　２０年国債	40,000,000	38,672,000	
	１７８　２０年国債	20,000,000	19,787,600	
	国債証券　小計		2,392,221,300	
地方債証券	７０５　東京都公債	45,000,000	45,054,945	
	７３４　東京都公債	40,000,000	40,455,880	
	２４－３　静岡県公債	50,000,000	50,126,550	
	３０－１０　静岡県公債	100,000,000	100,775,400	
	２４－７　愛知県公債	10,000,000	10,036,400	
	２５－５　愛知県１５年	120,000,000	129,181,920	
	２８－４　広島県公債	70,000,000	69,906,970	
	２９－２　広島県公債	30,000,000	30,202,860	
	２９－１　埼玉県公債	40,000,000	40,242,880	
	１０　埼玉県２０年	60,000,000	69,045,300	
	２－３　大阪市５年	70,000,000	69,854,750	
	２６－１　横浜市公債	50,000,000	50,688,250	
	地方債証券　小計		705,572,105	
特殊債券	１９　政保政策投資Ｃ	7,000,000	7,053,788	
	６８　都市再生	30,000,000	30,154,020	
	４３　福祉医療機構	60,000,000	60,969,840	
	３０７　住宅支援機構	100,000,000	99,871,900	
	１７　国際協力機構	20,000,000	20,122,840	
	４９　鉄道建設・運	60,000,000	60,164,460	
	特殊債券　小計		278,336,848	
社債券	５１　西日本高速道	60,000,000	59,892,720	
	社債券　小計		59,892,720	
合　計			3,436,022,973	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（Ａ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
資産の部		

流動資産		
預金	49,673,082	26,817,140
金銭信託	-	1,039,356
コール・ローン	73,156,086	37,725,213
国債証券	5,136,961,862	5,549,499,955
地方債証券	51,906,026	33,676,475
社債券	135,053,668	94,544,898
派生商品評価勘定	601,741	1,549,347
未収入金	-	180,744,408
未収利息	28,786,532	30,161,031
前払費用	2,311,778	3,810,100
流動資産合計	5,478,450,775	5,959,567,923
資産合計	5,478,450,775	5,959,567,923
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	469,816	2,790,846
未払金	192,893	183,467,310
未払解約金	-	405,553
未払利息	200	-
その他未払費用	533	106
流動負債合計	663,442	186,663,815
負債合計	663,442	186,663,815
純資産の部		
元本等		
元本	1,903,943,461	1,964,728,972
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,573,843,872	3,808,175,136
元本等合計	5,477,787,333	5,772,904,108
純資産合計	5,477,787,333	5,772,904,108
負債純資産合計	5,478,450,775	5,959,567,923

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年2月1日現在）	（2022年1月31日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	1,903,943,461口	1,964,728,972口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.8771円 （１万口当たりの純資産額28,771円）	1口当たり純資産額　2.9383円 （１万口当たりの純資産額29,383円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年1月31日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年2月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	67,553,135	-	68,016,000	462,865
	デンマーク・クローネ	27,685,224	-	27,824,100	138,876
	小計	95,238,359	-	95,840,100	601,741
	売建				
	アメリカ・ドル	27,031,862	-	27,206,400	△174,538
	ユーロ	69,554,722	-	69,850,000	△295,278
	小計	96,586,584	-	97,056,400	△469,816
合　計		191,824,943	-	192,896,500	131,925

（2022年1月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	183,036,416	-	183,385,881	349,465
	デンマーク・クローネ	25,721,899	-	25,769,252	47,353
	オフショア・人民元	38,008,394	-	38,463,327	454,933
	ユーロ	137,510,380	-	137,724,194	213,814
	小計	384,277,089	-	385,342,654	1,065,565
	売建				
	アメリカ・ドル	327,199,940	-	329,619,722	△2,419,782

	オーストラリア・ドル	50,131,991	-	50,065,186	66,805
	イギリス・ポンド	6,229,773	-	6,183,860	45,913
	小計	383,561,704	-	385,868,768	△2,307,064
合　計		767,838,793	-	771,211,422	△1,241,499

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年2月2日 至 2022年1月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年2月1日現在）	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1,819,859,552円
同期中における追加設定元本額	279,970,894円
同期中における一部解約元本額	195,886,985円
2021年2月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	167,849,111円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	246,218,620円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	122,170,923円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	16,966,177円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	26,574,678円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	9,746,107円
三井住友・ＤＣ外国債券アクティブ	1,314,076,581円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	198,670円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株６０型（適格機関投資家専用）	84,437円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株８０型（適格機関投資家専用）	58,157円

合　計	1,903,943,461円

（2022年1月31日現在）	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1,903,943,461円
同期中における追加設定元本額	225,200,066円
同期中における一部解約元本額	164,414,555円
2022年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	174,871,172円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	266,291,656円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	140,626,363円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	11,643,638円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	21,353,071円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	7,669,826円
三井住友・ＤＣ外国債券アクティブ	1,341,878,040円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	206,019円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株６０型（適格機関投資家専用）	110,243円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株８０型（適格機関投資家専用）	78,944円
合　計	1,964,728,972円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.125 01/15/24	1,030,000.00	1,007,422.40	
		T 0.125 08/31/22	890,000.00	888,122.10	
		T 0.625 05/15/30	1,310,000.00	1,196,292.00	
		T 0.875 06/30/26	1,480,000.00	1,434,726.80	
		T 1.125 05/15/40	1,400,000.00	1,186,388.00	
		T 1.375 10/31/28	770,000.00	751,712.50	
		T 1.625 02/15/26	920,000.00	922,364.40	
		T 1.625 05/15/26	60,000.00	60,112.20	
		T 1.625 11/15/50	1,220,000.00	1,095,706.40	
		T 1.75 07/31/24	1,360,000.00	1,375,340.80	
		T 2.25 02/15/27	1,390,000.00	1,431,588.80	
		T 2.25 08/15/27	2,130,000.00	2,195,561.40	
		T 2.25 08/15/46	190,000.00	193,606.20	
		T 2.875 10/31/23	5,250,000.00	5,411,805.00	
		T 2.875 11/30/25	1,910,000.00	2,005,194.40	
		T 3 11/15/45	1,440,000.00	1,669,161.60	
		T 3.75 08/15/41	220,000.00	277,818.20	

	T 4.375 02/15/38	760,000.00	1,015,428.40	
	アメリカ・ドル小計	23,730,000.00	24,118,351.60 (2,784,222,509)	
カナダ・ドル	CAN 1 06/01/27	640,000.00	619,980.80	
	CAN 2 12/01/51	220,000.00	220,655.60	
	カナダ・ドル小計	860,000.00	840,636.40 (76,018,750)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/24	690,000.00	671,528.70	
	ACGB 1.75 06/21/51	90,000.00	75,680.10	
	ACGB 2.75 11/21/27	560,000.00	591,841.60	
	ACGB 4.5 04/21/33	320,000.00	401,852.80	
	オーストラリア・ドル小計	1,660,000.00	1,740,903.20 (140,630,160)	
シンガポール・ドル	SIGB 2.875 07/01/29	300,000.00	322,950.00	
	シンガポール・ドル小計	300,000.00	322,950.00 (27,499,194)	
イギリス・ポンド	UKT 0.25 07/31/31	130,000.00	118,452.10	
	UKT 1 04/22/24	390,000.00	390,561.60	
	UKT 1.5 07/22/47	270,000.00	274,711.50	
	UKT 1.75 09/07/37	450,000.00	471,496.50	
	UKT 3.25 01/22/44	590,000.00	790,865.50	
	UKT 4.5 12/07/42	80,000.00	124,417.60	
	イギリス・ポンド小計	1,910,000.00	2,170,504.80 (335,820,503)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 2.25 09/28/28	690,000.00	740,418.30	
	イスラエル・シュケル小計	690,000.00	740,418.30 (26,730,137)	
ノルウェー・クローネ	NGB 3 03/14/24	940,000.00	967,372.80	
	ノルウェー・クローネ小計	940,000.00	967,372.80 (12,450,088)	
スウェーデン・クローナ	SGB 2.5 05/12/25	1,040,000.00	1,122,524.00	
	スウェーデン・クローナ小計	1,040,000.00	1,122,524.00 (13,739,694)	
メキシコ・ペソ	MBONO 5.75 03/05/26	4,500,000.00	4,212,675.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	2,300,000.00	2,417,116.00	
	メキシコ・ペソ小計	6,800,000.00	6,629,791.00 (36,768,158)	

	マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVT	620,000.00	638,135.00	
		マレーシア・リンギット小計	620,000.00	638,135.00 (17,592,106)	
	ポーランド・ズロチ	POLGB 0.75 04/25/25	760,000.00	694,146.00	
		POLGB 5.75 04/25/29	290,000.00	322,581.50	
		ポーランド・ズロチ小計	1,050,000.00	1,016,727.50 (28,554,588)	
	ユーロ	BGB 4.25 03/28/41	290,000.00	471,708.20	
		BTPS 0.6 06/15/23	300,000.00	304,128.00	
		BTPS 0.95 03/15/23	60,000.00	60,909.60	
		BTPS 1.5 04/30/45	100,000.00	91,870.00	
		BTPS 2.8 12/01/28	500,000.00	565,930.00	
		BTPS 4.5 05/01/23	100,000.00	106,130.00	
		BTPS 5 08/01/34	170,000.00	238,914.60	
		DBR 0.25 02/15/27	930,000.00	957,909.30	
		DBR 0.25 08/15/28	50,000.00	51,691.00	
		DBR 0.5 02/15/28	70,000.00	73,360.70	
		DBR 2.5 08/15/46	670,000.00	1,058,948.40	
		DBR 4.75 07/04/34	30,000.00	48,261.90	
		FRTR 0 03/25/24	200,000.00	202,282.00	
		FRTR 0 11/25/29	1,030,000.00	1,020,441.60	
		FRTR 0 11/25/30	1,630,000.00	1,598,899.60	
		FRTR 0.5 05/25/25	470,000.00	483,324.50	
		FRTR 1 05/25/27	660,000.00	699,996.00	
		FRTR 1.5 05/25/50	960,000.00	1,098,835.20	
		FRTR 4 10/25/38	990,000.00	1,529,332.20	
		IRISH 0.9 05/15/28	310,000.00	327,685.50	
		SPGB 0 01/31/26	770,000.00	771,324.40	
		SPGB 0 04/30/23	1,250,000.00	1,258,225.00	
		SPGB 1.25 10/31/30	400,000.00	424,040.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	210,000.00	225,502.20	
		SPGB 1.6 04/30/25	1,260,000.00	1,334,403.00	
		SPGB 2.7 10/31/48	250,000.00	322,270.00	
		SPGB 4.7 07/30/41	330,000.00	533,223.90	
		SPGB 6 01/31/29	50,000.00	69,833.50	
		ユーロ小計	14,040,000.00	15,929,380.30 (2,049,474,069)	
	国債証券合計			5,549,499,955 (5,549,499,955)	
地方債証券	カナダ・ドル	ONT 2.05 06/02/30	380,000.00	372,403.80	

	カナダ・ドル小計		380,000.00	372,403.80 (33,676,475)	
地方債証券合計				33,676,475 (33,676,475)	
社債券	アメリカ・ドル	IBM CORP	400,000.00	412,504.00	
		PEPSICO INC	400,000.00	406,492.00	
	アメリカ・ドル小計		800,000.00	818,996.00 (94,544,898)	
社債券合計				94,544,898 (94,544,898)	
合　計				5,677,721,328 (5,677,721,328)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	18銘柄	48.2%	49.0%
	社債券	2銘柄	1.6%	1.7%
カナダ・ドル	国債証券	2銘柄	1.3%	1.3%
	地方債証券	1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリア・ドル	国債証券	4銘柄	2.4%	2.5%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	0.5%	0.5%
イギリス・ポンド	国債証券	6銘柄	5.8%	5.9%
イスラエル・シュケル	国債証券	1銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	0.6%	0.6%
マレーシア・リンギット	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
ポーランド・ズロチ	国債証券	2銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	28銘柄	35.5%	36.1%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）

2022年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	3,943,237,912円
Ⅱ　負債総額	10,753,581円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,932,484,331円
Ⅳ　発行済口数	2,044,135,973口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.9238円 （19,238円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換
該当事項はありません。

ロ　受益者名簿
作成しません。

ハ　受益者に対する特典
ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2022年2月28日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

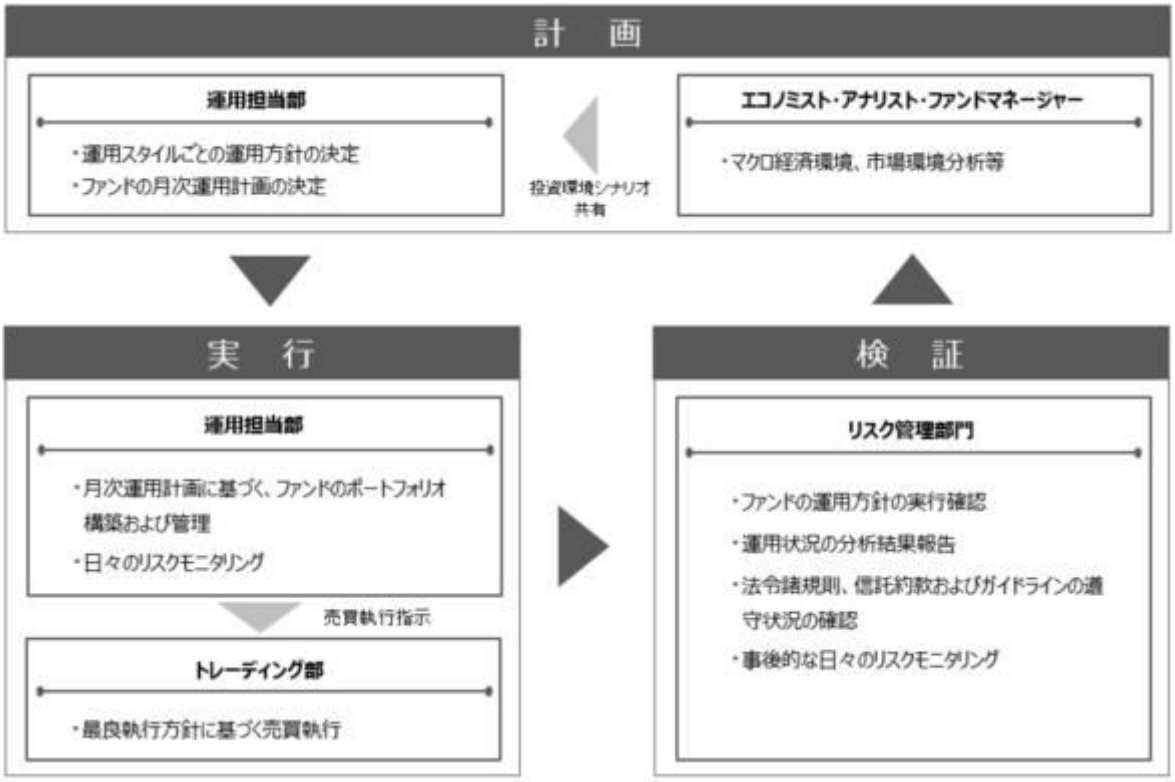

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年2月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	721	9,035,223
単位型株式投資信託	101	512,730
追加型公社債投資信託	1	26,284
単位型公社債投資信託	189	392,358
合　計	1,012	9,966,596

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第36期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第37期中間会計期間(2021年４月１日から2021年９月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975

その他の流動資産		40,119	6,981
流動資産合計		45,664,712	46,558,665
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		101,609	1,509,450
器具備品		783,224	870,855
土地		710	710
リース資産		968	13,483
建設仮勘定		66,498	-
有形固定資産合計		953,010	2,394,500
無形固定資産			
ソフトウェア		909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定		508,733	1,029,033
のれん		34,397,824	3,654,491
顧客関連資産		17,785,166	15,671,890
電話加入権		12,739	12,727
商標権		54	48
無形固定資産合計		53,613,651	21,716,080
投資その他の資産			
投資有価証券		19,436,480	22,866,282
関係会社株式		11,246,398	11,246,398
長期差入保証金		2,523,637	1,409,091
長期前払費用		113,852	116,117
会員権		90,479	90,479
貸倒引当金		△20,750	△20,750
投資その他の資産合計		33,390,098	35,707,619
固定資産合計		87,956,760	59,818,200
資産合計		133,621,473	106,376,866

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035

負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	△10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	△8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支援手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920
協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		

役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023
租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業外収益			
受取配当金		778,113	13,164
受取利息		947	2,736
時効成立分配金・償還金		1,041	88,335
原稿・講演料		2,061	2,603
投資有価証券償還益		6,398	57,388
投資有価証券売却益		24,206	162,941
雑収入		53,484	72,933
営業外収益合計		866,254	400,104
営業外費用			
為替差損		72,457	766
投資有価証券償還損		129,006	11,762
投資有価証券売却損		12,906	34,473
雑損失		8,334	1,240
営業外費用合計		222,704	48,243
経常利益		2,166,469	422,288
特別損失			
固定資産除却損	※１	110,668	54,493
減損損失	※２	46,417	28,097,346
合併関連費用		42,800	-
早期退職費用	※３	-	216,200
本社移転費用	※４	133,168	127,044
その他特別損失		-	5,460
特別損失合計		333,054	28,500,544
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		1,833,414	△28,078,256
法人税、住民税及び事業税		1,874,278	1,549,173
法人税等調整額		△ 619,676	△693,192
法人税等合計		1,254,602	855,980

当期純利益又は当期純損失（△）	578,811	△28,934,237

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	－	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								△2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	81,927,000	81,927,000	－	－	－	△1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	△2,469,600	△2,469,600			△2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△216,206	△216,206	△216,206
当期変動額合計	△1,890,788	80,036,211	△216,206	△216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当				－				△711,271
当期純損失（△）				－				△28,934,237

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－				
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	△711,271	△711,271		－	△711,271
当期純損失（△）	△28,934,237	△28,934,237		－	△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	△29,645,508	△29,645,508	571,510	571,510	△29,073,997
当期末残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

１.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	６～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)
当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号　2019年７月４日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)
※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年３月31日)	当事業年度 (2021年３月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

２　当座借越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年３月31日)	当事業年度 (2021年３月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

３　保証債務
当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年３月31日)	当事業年度 (2021年３月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	132,559千円	93,374千円

(損益計算書関係)
※１　固定資産除却損

	前事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	当事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	－千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	－千円

※２　減損損失
前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
―	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

※３　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※４　本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020年７月13日から2020年９月30日まで）の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	―	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年６月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年３月28日	2019年６月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年３月31日	2020年６月30日

当事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	―	―	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日

2020年６月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 ３月31日	2020年 ６月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
１年以内	1,618,641	1,194,699
１年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

１.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	－
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	－
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	－
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	－
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	19,391,111	19,391,111	－
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	－
資産計	66,383,807	66,383,807	－
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	－
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	－
負債計	3,791,158	3,791,158	－

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	－
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	－
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	－
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	－
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	22,826,472	22,826,472	－
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	－
資産計	70,165,105	70,165,105	－
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	－
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	－
負債計	4,500,774	4,500,774	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2020年３月31日)	当事業年度 (2021年３月31日)
その他有価証券		
非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	－	－	－
顧客分別金信託	300,021	－	－	－
未収委託者報酬	8,404,880	－	－	－
未収運用受託報酬	2,199,785	－	－	－
未収投資助言報酬	299,826	－	－	－
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	－	－
合計	45,594,350	1,398,345	－	－

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,048,142	－	－	－
顧客分別金信託	300,036	－	－	－
未収委託者報酬	9,936,096	－	－	－
未収運用受託報酬	2,247,156	－	－	－
未収投資助言報酬	398,108	－	－	－
長期差入保証金	42,007	1,367,084	－	－
合計	45,971,548	1,367,084	－	－

(有価証券関係)

１.子会社株式

前事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	△349,858
小計	6,413,317	6,063,458	△349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　45,369千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	△265,723
小計	6,994,762	6,729,039	△265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	当事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	－	－
数理計算上の差異の発生額	△195	67,476
退職給付の支払額	△349,050	△585,151
過去勤務費用の発生額	－	－
合併による発生額	1,707,062	－
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	当事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	－	－
数理計算上の差異の費用処理額	△195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	当事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
割引率	0.000%	0.020%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額（注）	△193,485	△218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産（負債）の純額	△2,963,538	△2,566,958

（注）評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため記載を省略しております。
（調整）		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	△0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	△3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年４月１日 至 2020年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年４月１日 至2021年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	3,703,669	未払手数料	644,246
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,265,593	未払手数料	890,935

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

	前事業年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	当事業年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
１株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	17.09円	△854.27円

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	当事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
１株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	578,811	△28,934,237
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	578,811	△28,934,237
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第37期中間会計期間 （2021年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		38,529,337
顧客分別金信託		300,038
前払費用		518,490
未収委託者報酬		10,909,133
未収運用受託報酬		2,723,571
未収投資助言報酬		399,072
未収収益		39,947
その他		224,189
流動資産合計		53,643,782
固定資産		
有形固定資産	※１	2,218,463
無形固定資産		
のれん		3,502,221
顧客関連資産		14,615,253
その他		2,778,211
無形固定資産合計		20,895,685
投資その他の資産		
投資有価証券		22,000,657
関係会社株式		11,246,398
その他		1,595,579
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		34,821,886
固定資産合計		57,936,035
資産合計		111,579,818
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,567
顧客からの預り金		12,736
その他の預り金		100,610
未払金		5,104,509
未払費用		7,204,066
未払法人税等		1,493,440
前受収益		32,829
賞与引当金		1,725,017

その他	※２	695,069
流動負債合計		16,371,848
固定負債		
リース債務		6,309
繰延税金負債		2,389,323
退職給付引当金		5,414,560
その他		40,950
固定負債合計		7,851,143
負債合計		24,222,992
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,761,706
利益剰余金合計		2,045,951
株主資本合計		86,141,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,214,928
評価・換算差額等合計		1,214,928
純資産合計		87,356,826
負債純資産合計		111,579,818

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第37期中間会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		32,740,035
運用受託報酬		4,392,826
投資助言報酬		633,982
その他の営業収益		117,708
営業収益計		37,884,552
営業費用		25,219,811
一般管理費	※１	9,605,282
営業利益		3,059,458
営業外収益	※２	198,028
営業外費用	※３	26,126
経常利益		3,231,360
特別損失	※４	146,753
税引前中間純利益		3,084,607
法人税、住民税及び事業税		1,373,478
法人税等調整額		△ 334,822
法人税等合計		1,038,655
中間純利益		2,045,951

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当中間期変動額								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
中間純利益								2,045,951
任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	△8,460,037	△8,460,037	－	△60,000	△1,476,959	12,042,949
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	－	－	1,761,706

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当中間期変動額					
欠損填補	8,460,037	－			－
中間純利益	2,045,951	2,045,951			2,045,951
任意積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			265,562	265,562	265,562
当中間期変動額合計	10,505,989	2,045,951	265,562	265,562	2,311,514
当中間期末残高	2,045,951	86,141,897	1,214,928	1,214,928	87,356,826

注記事項

（重要な会計方針）
１．資産の評価基準及び評価方法
(1)有価証券
①子会社株式
移動平均法による原価法
②その他有価証券
市場価格のない株式等以外
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	６～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「収益認識会計基準」等を当中間会計期間の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用が中間財務諸表に及ぼす影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第37期中間会計期間 （2021年９月30日）
※１.有形固定資産の減価償却累計額 1,320,556千円
※２.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※３.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円
※４.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額73,437千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第37期中間会計期間 （自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）
※１.一般管理費のうち主要なもの のれん償却費　152,270千円 減価償却実施額 有形固定資産　191,604千円 無形固定資産　1,304,363千円
※２.営業外収益のうち主要なもの 為替差益　6,622千円 受取配当金　4,755千円 投資有価証券償還益　90,952千円 投資有価証券売却益　48,142千円
※３.営業外費用のうち主要なもの 投資有価証券償還損　15,001千円 投資有価証券売却損　8,258千円
※４.特別損失のうち主要なもの システム統合関連費用　145,261千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

（リース取引関係）

第37期中間会計期間 （自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）
１．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料（解約不能のもの） １年以内　1,179,776千円 １年超　2,903,862千円 合　計　4,083,639千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第37期中間会計期間（2021年９月30日）

2021年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	38,529,337	38,529,337	－
(2)顧客分別金信託	300,038	300,038	－
(3)未収委託者報酬	10,909,133	10,909,133	－
(4)未収運用受託報酬	2,723,571	2,723,571	－
(5)未収投資助言報酬	399,072	399,072	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	21,960,848	21,960,848	－
(7)投資その他の資産			
①長期差入保証金	1,408,170	1,408,170	－
資産計	76,230,173	76,230,173	－
(1)顧客からの預り金	12,736	12,736	－
(2)未払金			
①未払手数料	4,996,181	4,996,181	－
負債計	5,008,917	5,008,917	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）顧客分別金信託、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、及び（5）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（7）投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）顧客からの預り金、及び（2）未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式	
非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（2021年９月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,269,607	14,102,355	2,167,252
小計	16,269,607	14,102,355	2,167,252
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,691,240	6,001,639	△310,398
小計	5,691,240	6,001,639	△310,398
合計	21,960,848	20,103,994	1,856,853

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	32,740,035	4,392,826	633,982	117,708	37,884,552

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第37期中間会計期間 （自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日）
１株当たり純資産額　　2,579円18銭 １株当たり中間純利益　　60円41銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ　受託会社

（イ）名称　　三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額　　342,037百万円（2021年3月末現在）

（ハ）事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- 名称　　株式会社日本カストディ銀行
- 資本金の額　　51,000百万円（2021年3月末現在）
- 事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ　販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2021年3月末現在	事業の内容
株式会社富山第一銀行	10,182	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
ａｕカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ　受託会社
信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社
委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を15.0%保有しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 4月27日	有価証券届出書
2021年 4月27日	有価証券報告書
2021年10月28日	有価証券届出書

2021年10月28日	**半期報告書**

独立監査人の監査報告書

2021年６月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　羽　太　典　明　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　菅　野　雅　子　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐　藤　栄　裕　　印

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野　雅 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井　貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）の2021年2月2日から2022年1月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）の2022年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　太　典　明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の

表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。